

第 20 章

社会福祉法人・事業所など の指導監査

社会福祉法人や社会福祉施設、事業所は、支援を必要とする市民に福祉サービスを提供する重要な役割を果たしています。制度に則った利用者本位のサービス提供体制を確保するため、市が事業者に対する指導監査を行っています。

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 社会福祉法人

① 社会福祉法人とは

社会福祉法第 2 条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。

② 明石市が所管する社会福祉法人

主たる事務所が明石市内にあり、明石市内のみで事業を行う法人で、平成 31 年 4 月 1 日現在 38 法人です。

(2) 指導監査

① 指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として行っています。

指導監査の類型として、一定の周期で実施する一般監査と、運営等に重大な問題があると見込まれる法人を対象とする特別監査があります。

② 指導監査の実施状況

年度 \ 類型	一般監査	特別監査
平成 29	11	0
平成 30	13	0

2 社会福祉施設等の指導監査

(1) 指導監査の概要

平成 30 年度より、明石市の区域内に所在する社会福祉施設等（保育所、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等）に対する指導監査を実施しています。指導監査は児童福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法等の関係法令に基づき、社会福祉施設等の適正な運営の確保、利用者の保護及び給付費の適正化を図ることを目的として行います。

(2) 指導監査の実施状況

年度 \ 類型	保育所	介護保険サービス事業者等	障害福祉サービス事業者等
平成 30	42	45	17